平成２５年５月８日

各　　位

会 社 名　ア イ ホ ン 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　　市川　周作
（コード番号　6718　東証・名証第一部）
問合せ先　取締役管理本部長　和田　　健
（TEL　052－682－6191）

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続について

当社は、平成２５年５月８日開催の当社取締役会において、平成１９年６月２８日開催の第４９回定時株主総会（以下、「第４９回定時株主総会」といいます。）において株主の皆様よりご承認いただき導入し、平成２２年６月２９日開催の第５２回定時株主総会（以下、「第５２回定時株主総会」といいます。）においてその内容を一部変更の上で、継続することをご承認いただきました、一定の当社株券等を大量に買付けようとする行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）に関する対応方針（以下、第５２回定時株主総会において継続が承認された対応方針を「旧対応方針」といいます。）につきまして、平成２５年６月２７日開催予定の当社第５５回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、一部変更の上で（以下、旧対応方針を一部変更したものを「本対応方針」といいます。）、継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

今回の旧対応方針から本対応方針への一部変更においては、以下の見直しを行っております。

１　本対応方針の対象となる大規模買付行為の定義を一部変更いたしました。
２　本対応方針に定められた手続に基づいて、当社が、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）より追加的に情報提供を受ける期間について、独立委員会が大規模買付者より最初に情報を受領した日から６０日間とし、また、当該期間の延長について、上限を１０日間といたしました。
３　表現の修正等その他所要の修正をいたしました。

１．当社及び当社グループにおける企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上のための取り組み

当社は昭和２３年の創業以来、インターホンを中心とした通信機器の専門メーカーとして、「自分の仕事に責任を持て　他人に迷惑をかけるな」という経営理念のもと、自社ブランドを基本とし、当社以外に国内生産子会社１社、海外販売子会社４社、海外生産子会社２社、海外委託生産の管理会社１社を有し、開発から生産・販売・アフターサービスに至るまでを一貫して行うことで、お客様に満足していただける商品づくりを行ってまいりました。

そして、経営ビジョン「コミュニケーションとセキュリティの技術で社会に貢献する」のもと、「新しい安心をかたちに」をスローガンとして掲げ、ユーザーのお一人おひとりのお手元に新しい安心を実感できる商品をお届けすることで、社会に貢献しており

ます。
インターホンは建物の付帯設備のひとつとして、戸建住宅、集合住宅などの住宅用からテナントビル、病院向けの業務用まで幅広く設置され、現在では建物内で必要とされる通信設備としての地位を確立していると考えております。また、近年ではテレビモニターを内蔵した商品や火災感知器、ガス感知器と連動した商品など、通信という側面だけではなく防犯・防災設備としても認知されております。
当社の直接の販売先は、日本国内においては電材商社、家電商社、通信工事業者等ではありますが、その先のハウスメーカー、デベロッパー、設計事務所などに対しても、全国に営業担当者を配置してきめ細かい提案活動を行い、インターホンの普及、市場の拡大に努めており、インターホン業界におけるリーディングカンパニーとして事業に取り組むとともに、取引先からも厚い信頼をいただいていると考えております。
しかしながら、リーマン・ブラザーズの経営破綻に端を発した国際的な金融危機は実体経済に波及し需要の低迷を招き、特に日本国内の新設住宅着工戸数が大幅に減少したことは、当社の業績に多大な影響を及ぼしました。そこで当社では、こうした市場環境の変化の影響を受けにくい体制とするために、従来の新築住宅市場に偏った売上構成を見直し、リニューアル市場や海外市場への売上を拡大することでバランスのとれた経営を進めるなど、商品戦略や投資などにおいて、選択と集中を進めております。
具体的には、リニューアル市場における営業力を強化するために、当社と協力してリニューアル営業を進めるための代理店・特約店である“アイホンリニューアルパートナー”制度を構築し、市場情報を共有するとともに、リニューアル専任の社員により見積りから受注そして納入までをしっかりと管理することで、きめ細かい営業戦略を推進しております。また、海外市場においては、世界約７０カ国に輸出するとともに、重点市場であるアメリカ、ヨーロッパ、シンガポール及び中国においては、現地の販売子会社を通じて積極的に販売を行っております。これらの戦略を推し進め、全売上のうち新築市場の売上を４０％、リニューアルと海外市場の売上をそれぞれ３０％とするバランスのとれた売上構成を目指してまいります。
当社は、お客様の様々なニーズに対応するため、専門性を活かし、標準品だけでも約１,５００種類の商品を取り揃え、標準品では対応できないお客様に対してはオーダーメイドによる受注生産品をお届けしております。また、海外生産比率はタイ、中国及びベトナムを合わせて全体の３割を超え、グループ一体となっての生産性向上とコストダウンに努めております。
さらに、メーカーとしての責任を果たす上で欠かせないアフターサービスにつきましても、アイホンテクノショップと称するサービス代行店を国内で約１２０店配置し、お客様のご不便を最小限にとどめるよう努めております。
一方、最近では、独自開発はもちろんのこと、他の電機メーカー、住宅設備メーカー、情報サービス会社等とのアライアンスによる新システムの開発が活発化しておりますが、こうした動きは、従来よりも幅広いサービスが行える情報通信機器としてのインターホン機器の地位向上にもつながっております。こうしたアライアンスの増加の一因には当社が特定の資本系列に属していないことが挙げられます。
このような事業活動を永続的に行うことが当社及び当社グループの企業価値向上に資するものであると考えております。

２．本対応方針継続の目的

当社では、本年４月から３カ年におよぶ第５次中期経営計画の目指すべき方向として「利益体質の強化」を掲げ、その実現のため売上や生産のグローバル化を進めるとともに、情報通信の分野で伸展するネットワーク化に対応してまいります。

企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上を図るためには、上記の活動にご理解をいただくとともに、この中期経営計画を達成させることが不可欠であり、今後とも当社の事業活動に役員及び従業員一同が一致団結して邁進いたす所存でございます。

当社は上記のようなグループとしての企業活動を推し進め、当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上を目指す所存です。そのためには、創業以来蓄積された専門知識、経験及びノウハウ並びに国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等当社ステークホルダーとの間に築かれた信頼関係を維持することが不可欠であると考えております。

他方、わが国の資本市場においては、会社支配権の取得を意図して会社経営陣の事前の了承を得ることなく大量に株券等を買付けようとする事例が存在することも否定できません。

当社としては、たとえこのような大量に株券等を買付けようとする行為（以下、「株券等の大量買付け」といいます。）であろうと、当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上に資するものであれば、これを否定するつもりはなく、株券等の大量買付けに応じるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付けが当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上を妨げ、また、損なうことが明らかである場合、株券等の大量買付けに応じるか否かを株主の皆様が判断するにあたって必要な情報や時間を十分に与えない場合、また、株主の皆様に、株券等の大量買付けに応じることを事実上強要するおそれがある場合については、株主の皆様に対してその旨を明らかにする必要がございます。

また、株主の皆様が株券等の大量買付けに応じるか否かの判断をするに際しては、株券等の大量買付けが当社及び当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーに与える影響を適切に把握していただく必要があると考えます。そのためには、株券等の大量買付けを行おうとする者から当該買付けを実際に行うに先立って当該買付けについての情報が提供された上で、十分な時間が確保されることが望ましいと言えます。当社取締役会もまた、当社及び当社グループの企業価値を構成する様々な事項について株主の皆様に情報を提供し、株券等の大量買付けを評価し、また、意見を述べることが必要であると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、株主の皆様による十分な情報に基づいた適切な判断を可能とするためのルールが必要であると考えます。そこで、当社取締役会は、株券等の大量買付けのなかでも特に大規模買付行為についてのルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めることとし、第４９回定時株主総会において、大規模買付行為に関する対応方針の導入につき株主の皆様にご承認をいただき、また、第５２回定時株主総会において、旧対応方針の継続につき株主の皆様にご承認いただきました。その後、株券等の大量買付けをめぐる環境等に変化もございましたが、当社は、依然として、株主の皆様による十分な情報に基づいた適切な判断を可能とするためのルールが必要であると考えております。そこで、平成２５年５月８日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、一部変更の上で、本対応方針を継続することを決議いたしました。

なお、平成２５年３月３１日現在における当社の大株主の状況は、別紙１のとおりであり、また、現時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や買収提案を受けている事実はございません。

３．本対応方針における大規模買付ルールの内容

（１）本対応方針の対象となる大規模買付行為

本対応方針の対象となる大規模買付行為とは、以下の①ないし③のいずれかに該当する行為をいいます。

① 特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を２０％以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）

② 結果として特定株主グループの議決権割合が２０％以上となるような当社株券等の買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）

③ 特定株主グループに属する当社株券等の保有者（注４）が、当該特定株主グループに属さない当社株券等の保有者との間で、当該特定株主グループに属さない当社株券等の保有者が当該特定株主グループに属する当社株券等の保有者の共同保有者（注５）に該当するに至るような合意その他の行為または当該特定株主グループに属さない当社株券等の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（以下、このような行為を「共同保有行為等」といい、当社株券等について、当該特定株主グループに属するすべての当社株券等の保有者と当該共同保有行為等を行った当社株券等の保有者との議決権割合の合計が２０％以上となるような場合に限ります。）

注１： 特定株主グループとは、当社株券等（金融商品取引法第２７条の２３第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第２７条の２３第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及びその共同保有者（同法第２７条の２３第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）並びに当社株券等（同法第２７条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第２７条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第２７条の２第７項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味します。

注２： 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社株券等（金融商品取引法第２７条の２３第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第２７条の２３第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されます。）または (ii) 特定株主グループが当社株券等（同法第２７条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第２７条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第２７条の２第８項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第２７条の２３第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３：　株券等とは、金融商品取引法第２７条の２３第１項に規定する株券等を意味します。

注４：　株券等の保有者とは、金融商品取引法第２７条の２３第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。

注５：　共同保有者とは、金融商品取引法第２７条の２３第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。

（２）本対応方針における大規模買付ルールの概要

ア　本対応方針における大規模買付ルール

本対応方針における大規模買付ルールの概要は、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会が開示された情報に基づいて当該大規模買付行為の評価・検討を行う期間を設け、かかる期間の経過した後に大規模買付行為が開始されるとするものです。

具体的には、以下の手続となります。

イ　大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為に先立って当社取締役会に対し、株主の皆様による判断及び当社取締役会による評価・検討のための必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。とはいえ、大規模買付情報の範囲及び内容は、大規模買付行為の態様や内容如何により異なり得るものです。

そこで、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、まずは当社取締役会宛に、本対応方針における大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の誓約文言が記載された当社所定の書面（以下、「意向表明書」といいます。）を日本語にて作成していただき、これをご提出いただくこととします。

意向表明書には、①大規模買付者の氏名（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合はその名称）、②住所（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合はその本店または主たる事務所等の所在地）、③設立準拠法（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合）、④代表者の氏名（大規模買付者が法人または組合等の団体である場合）、⑤日本国内における連絡先、⑥企図する大規模買付行為の概要、⑦大規模買付者が現に保有する当社株券等の数及び今後取得予定の当社株券等の数並びに⑧本対応方針における大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提出があった場合、当社取締役会から独立委員会に対して、直ちにその内容について情報提供するほか、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断した時点で、内容の全部または適切と認める一部の事項について、株主の皆様に公表いたします。

当社取締役会が、この意向表明書の提出を受けた日の翌日から起算して１０営業日以内に、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付いたします。大規模買付者は、リストにて求められた大規模買付情報を記載した書面を日本語にて別途作成し、当社取締役会にご提出いただくこととします。

当社取締役会が提出を要請する大規模買付情報は、以下に掲げられた各項目を、その主たる内容としますが、その具体的な内容は大規模買付者の特性、想定される大規模買付行為の態様等により、異なることがございます。

① 大規模買付者及びそのグループの概要（具体的名称、資本構成、財務内容を含みます。）
② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、関連する取引の仕組み並びに買付後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
③ 大規模買付行為に際して第三者との間に意思連絡がある場合にはその相手方及び内容
④ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けにかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及び算定根拠等を含みます。）
⑤ 買付資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、当該資金の調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
⑥ 現に保有する当社株券等に関する担保設定状況及び今後取得予定の当社株券等に関する担保設定の予定（予定している担保設定の方法及び内容を含みます。）
⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策など当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上に関する方針・計画
⑧ 当社及び当社グループの顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及び変更する場合にはその内容

大規模買付情報を受領したこと及び当社取締役会に提出された大規模買付情報の内容は、直ちに、当社取締役会から独立委員会に対して、情報提供されるほか、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部または一部を公表いたします。

当初提出していただいた情報について、当社取締役会が大規模買付情報として不十分であると判断した場合、当社取締役会は独立委員会にその旨及びその判断の理由を説明するものとし、独立委員会においても当該情報が大規模買付情報として不十分であると判断された場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して、追加的に情報提供を求めるものとします。

この場合、大規模買付者には、当該期限までに求められた情報を記載した書面を日本語にて別途作成していただき、当社取締役会にご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から最初に大規模買付情報を独立委員会が受領した日から起算して６０日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して追加的に情報を提出するよう求め、大規模買付者が求められた情報の提出を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）とし、情報提供期間が満了した場合、それまでに受領した情報が大規模買付情報として不十分であっても、直ちに情報提供期間が満了した旨を株主の皆様に公表します。ただし、大規模買付者から事前に合理的な理由に基づく延長を求められた場合には、当社取締役会は、必要に応じて１０日間を限度に情報提供期間を延長することができるものとします。

なお、当社は、情報提供期間が満了する前であっても、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断したときには、直ちにその

旨を株主の皆様に公表するとともに、大規模買付者に対して通知いたします（以下、「情報提供完了通知」といいます。）。また、当社は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断した時点において、大規模買付者から提供された情報の全部または一部のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、これを株主の皆様に公表いたします。

ウ　当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った日から起算して、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等のすべての買付けの場合には６０日間、その他の大規模買付行為の場合には９０日間を、当社取締役会による評価・検討、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上の観点から、大規模買付行為の評価及び検討、当社取締役会としての意見形成を行い、場合によっては代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものといたします。

その際、当社取締役会は、適宜必要に応じて、外部専門家等の助言を得ることといたします。

エ　独立委員会への諮問

当社取締役会は、本対応方針における大規模買付ルールが遵守されたか否か、また、本対応方針における大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かについて最終的な判断を行います。

その際、当社は、当社取締役会の判断から恣意の可能性を排除するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、これを当社取締役会の諮問のための機関とすることにいたします。

独立委員会の委員は、５名以内とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役としての経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

継続時の独立委員会の委員は、3名とすることといたしますが、各委員の略歴につきましては、別紙２をご参照ください。

４．当社取締役会による対抗措置

（１）大規模買付者が本対応方針における大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が本対応方針における大規模買付ルールに違反した場合、当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てを行い、大規模買付行為に対抗する場合があります（以下、「対抗措置」といいます。）。

対抗措置としての新株予約権無償割当ての概要は、別紙３に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、行使期間及び取得条項等を設けることがあります。

（２）大規模買付者が本対応方針における大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が本対応方針における大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為に反対する場合であっても、対抗措置はとらず、原則

として、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめるものとします。大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮いただいた上で、ご判断いただくことになります。

もっとも、本対応方針における大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと判断し、原則として対抗措置をとることといたします。

① 真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社株券等を当社または当社グループに引き取らせる目的で行っている、または行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
② 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループの経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要顧客や取引先を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で行っていると判断される場合
③ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行っていると判断される場合
④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループの不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、処分利益で一時的に高配当させるか、あるいはかかる一時的高配当による株価急騰の機会を狙って株式を高価で売り抜ける目的で行っていると判断される場合
⑤ 最初の買付で、全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定することを宣言して行う公開買付け（いわゆる強圧的二段階買付け）等、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、当社株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けが当然にこれに該当するわけではない。）

（３）対抗措置をとるにあたっての手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、大規模買付者が本対応方針における大規模買付ルールを遵守しているか否か並びに当該大規模買付行為が、当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者が本対応方針における大規模買付ルールを遵守しているか否か並びに当該大規模買付行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かを判断し、最終的に対抗措置の発動の是非を決定するものとします。

さらに、当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が

大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を維持することの是非について、改めて独立委員会に具体的事情を情報提供した上で諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際しても、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと最終的に判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を中止または撤回するものとします。

５．本対応方針の合理性及び公正性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成１７年５月２７日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足するものであり、合理性及び公正性が認められるものと考えております。また、経済産業省において設置された企業価値研究会が平成２０年６月３０日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容となっております。

（１）当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上

本対応方針は、上記２で述べたとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付情報の提供とそれを判断する時間の確保を求めることによって、大規模買付者の提案に応じるか否かについて株主の皆様の適切な判断を可能とするものであり、究極的には当社企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上を目的として導入するものです。

（２）事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様並びに大規模買付者の予見可能性を高め、その適切な判断に資するべく、本対応方針を予め開示するものです。

（３）株主意思の尊重

当社は、本対応方針の導入について、第４９回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいており、その導入に株主の皆様のご意思が反映されています。

また、当社は、本対応方針導入後、３年ごとに、本対応方針の期間更新または廃止について、定時株主総会の承認議案として上程することにより、株主の皆様に対し、本対応方針の継続の是非をお諮りすることとしており、第５２回定時株主総会において旧対応方針の継続について、ご承認いただきました。また、本定時株主総会において、本対応方針の継続についての承認議案を上程する予定でおります。

さらに、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の整備等を踏まえ、企業価値・株主価値向上の観点から本対応方針を随時見直し、取締役会の決議により必要に応じて本対応方針を廃止または変更する場合があります。

なお、当社は、第４９回定時株主総会において、取締役の任期を１年とする旨の

定款変更を行っており本対応方針の廃止または変更は、毎年、当社株主総会において株主の皆様により選任された取締役によって構成される取締役会において決せられることとなります。

当社は、本対応方針が廃止され、または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

（４）外部専門家等の意見の取得及び独立委員会の設置

当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で本対応方針の実施を行います。また、当社は独立委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものといたします。これらにより、当社取締役会の判断について恣意の可能性を排除し、また、客観性及び合理性がより強く担保されることとなります。

（５）デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、デッドハンド型（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお、廃止または不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用しておりませんので、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

６．株主及び投資家の皆様に与える影響等

（１）本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針継続時には、新株予約権無償割当ては行いません。したがって、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

（２）対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利または経済的利益の点において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付者については、結果的に、その法的権利または経済的利益の点において損失が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が本対応方針における大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権無償割当てを中止し、または新株予約権無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式１株あたりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式１株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（３）対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当日及び割当基準日を公告いたしますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、当該基準日までに当社の株主名簿に記録されている必要があります。さらに、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。ただし、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあり、この場合、株主の皆様（大規模買付者及び新株予約権を行使できない者等を除きます。）は新株予約権を行使するための財産の出資を行うことなく、当社より、当該新株予約権の取得の対価としての当社普通株式を受け取ることになります。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

７．その他

本対応方針の一部変更及び継続は、平成２５年５月８日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものであります。

なお、当該取締役会において、監査役４名（うち３名は社外監査役）が出席し、坂浦監査役を除く３名の監査役からは本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として旧対応方針から本対応方針への一部変更及び本対応方針の継続に同意する旨の意見が述べられております（なお、坂浦監査役は独立委員を兼務しているため、当該取締役会の議場から退席し、審議には参加しておりません。）。

また、当社取締役会においては、今後の司法判断の動向、金融商品取引所その他の公的機関の対応、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定・改廃にも引き続き注視して、当社企業価値及び株主共同の利益を確保し、または向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の方針の導入も含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以　上

（別紙１）

大株主の状況

平成２５年３月３１日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです（千株未満は切捨て）。

氏　　名	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
イチカワ株式会社	2,250	10.88
いちごトラスト （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	2,208	10.68
アイホン従業員持株会	821	3.97
株式会社みずほ銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	726	3.51
日本生命保険相互会社	613	2.96
三菱UFJ信託銀行株式会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	607	2.93
市川周作	543	2.63
第一生命保険相互会社 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	480	2.32
みずほ証券株式会社	466	2.25
株式会社三菱東京UFJ銀行	404	1.95
計	9,121	44.12

（注）１．上記のほかに、自己株式１，９５２千株（９．４４％）がございます。
（注）２．発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下２位未満を切り捨てて表示しております。

以 上

（別紙２）

独立委員会の委員の略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の３名を予定しております。
（記載は氏名の５０音順としています。）

入谷正章（いりたに まさあき）　入谷法律事務所　所長

昭和５１年４月　弁護士登録
昭和５３年７月　株式会社中央製作所　社外監査役（現任）
平成１６年６月　中部電力株式会社　社外監査役
平成１８年６月　東海ゴム工業株式会社　社外監査役
平成２０年４月　愛知県弁護士会　会長
平成２０年４月　日本弁護士連合会　副会長
平成２１年４月　中部弁護士連合会　理事長
平成２３年６月　東海ゴム工業株式会社　社外取締役（現任）
平成２４年１０月 愛知県公安委員会　委員（現任）

（注）入谷正章氏は、本定時株主総会において選任予定の社外取締役候補であります。

坂浦正輝（さかうら まさき）　公認会計士坂浦正輝事務所　代表

昭和５０年１０月 公認会計士登録
平成５年６月　トランコム株式会社　社外監査役
平成１２年６月　当社　社外監査役（現任）
平成１９年７月　公認会計士坂浦正輝事務所　代表（現任）

鈴木正慶（すずき まさよし）　中部大学　研究支援センター　客員教授

平成１４年７月　中部大学　経営情報学部経営学科　教授
平成１４年７月　同　ベンチャー・マネジメントスクール　センター長
平成１５年７月　同　産業経済研究所　所長
平成１９年４月　同　経営大学院　教授
平成１９年５月　株式会社明治安田生活福祉研究所　所長
平成２４年４月　中部大学　研究支援センター　客員教授（現任）

以 上

（別紙３）

新株予約権無償割当ての概要

１．新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）１株につき１個の割合で割り当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的となる株式の数は１株とする。

３．株主に割り当てる新株予約権の総数

割当基準日における当社の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は１株あたり１円以上で当社取締役会が定める額とする。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

６．新株予約権の行使条件

大規模買付者、その共同保有者及びその特別関係者並びに当該大規模買付行為に際し大規模買付者が第三者との間に意思連絡関係を有する場合における当該第三者（当該第三者の共同保有者及び特別関係者を含む。）は、新株予約権を行使できない。

７．取得条項

当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者（ただし、上記６．において新株予約権を行使することができない者を除く。）に対して、当社が新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権１個あたり当社普通株式１株を上限として交付することができるものとする。

また、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が新株予約権を無償で取得することができるものとする。

８．新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

９．本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

以　上